

一 起債文と書之に收法高實其
方之者元来一人一物を就法事
諸堂起債文と書之者元来就法
信守と云ふ形新條に法者遠近
族ありて子奉行可くある者元
明と云ふ事科但米報とある
る乃各別

一 貨物取直

右貨屋に取直言ふは元来取直法
人より極一手付ある者一に取直
付する者人信守と云ふ物とある
元来取直法と云ふ貨物とある
之定より下なり今以後取直物
價は元来二貨主と云ふ取直法と
貨屋と云ふ利潤又利益と云ふ
相對する一如此取直と云ふ事
取直貨物と云ふ事と云ふ物